

公共用地境界確定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市長

申 請 者 (土地所有者)

住 所

氏 名

(押印不要)

電 話

※共有者がいる場合は、申請書2枚目に記載してください。

下記事項に同意の上、申請地と公共用地との境界確定を
申請します。

(同意事項)

- 過去に境界が確定されており、かつ現地での復元が可能な場合は、原則再申請はお受けできません。
- 過去に境界確定がされている場合、本申請により新たに境界確定が有効に成立した場合は、当該区間の過去の境界確定の効力はなくなります。
- 本申請は、申請日から1年以内に協議が調わない場合は協議を終了させていただきます。継続を希望する場合は延長申請を行ってください。なお、寝屋川市が協議継続は困難と判断した場合は延長申請をお受けできない場合があります。
- 境界確定に至らず協議が終了した場合は、協議終了後3か月以内に申請書の受け取りをお願いします。協議終了後3か月以内に申請書の受け取りがない場合は申請書類を廃棄することがあります。

記

対象となる公共用地	☐ 道路敷 ☐ 里道敷 ☐ 水路敷 ☐ その他 () ※該当する公共用地に黒塗り■またはチェック☑してください。複数ある場合は、所管課ごとに申請をしてください。
申 請 地	
(代行者記入欄) 代行者 住所 氏名 (担当者) 電話 メールアドレス	

申請者情報

※1枚目の「申請者」に続く共有者の情報を記載してください。

申 請 地 : _____
※1枚目と同じ申請地を記載してください。

申請者（2人目）

住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____

申請者（3人目）

住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____

申請者（4人目）

住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____

申請者（5人目）

住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____

申請者（6人目）

住 所 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____

【注】 申請内容は申請書1枚の記載通り。

1 添付書類

1	申請書	オンライン申請の場合、PDFに変換して添付してください。申請者の自署や押印は不要です。
2	委任状	申請地土地所有者に代わり申請を行う場合。または、申請者に代わり事務を代行する場合に添付してください。 (原本提出要) ※申請者(土地所有者)が氏名を自署してください。自署が困難な場合は記名押印されたものも申請を受付けます。
3	資格証明書 または 商業登記簿謄本	申請者が法人の場合、下記いずれかを添付してください。 ① 法務局で取得したもの(発行後、3か月以内のもの) ② 登記情報提供サービスから出力したもの
4	登記事項証明書 (全部事項証明書)	申請地の登記事項について、下記いずれかを添付してください。 ① 法務局で取得したもの(発行後、3か月以内のもの) (原本確認要) ② 登記情報提供サービスから出力したもの
5	土地調書又は 登記事項要約書等	申請地、隣接地、対側地等について、下記いずれかを添付してください。 ① 土地調書 ② 登記事項要約書 ③ 登記情報提供サービスから出力したもの
6	法務局備付け地籍 図(公図)の写し	申請地付近について、下記いずれかを添付してください。 ① 法務局で取得したもの(発行後、3か月以内のもの) ② 登記情報提供サービスから出力したもの ※字界の場合は公図合成図が必要となります。
7	位置図	申請地付近の地図
8	現況実測図	平面図は縮尺1/250以上、横断面図は縮尺1/100以上 ※可能な範囲で申請地や付近の地積測量図、既明示等を復元したものを記載してください。
9	その他、担当部長が 必要と認める書類	・地積測量図 ・住民票(戸籍附票)の写し ・戸籍謄本(抄本)の写し ・遺産分割協議書の写し ・土地所在図の写し ・相続関係説明図 ・本人確認書類の写し ・土地沿革調書 ・その他

2 申請前に必ずお読みください。

- 【注1】 申請前に寝屋川市ホームページ『公共用地境界申請書』掲載の「公共用地境界確定事務取扱要領」及び「公共用地境界確定申請から発行までの概要流れ」をご確認ください。
- 【注2】 オンライン申請をする場合、**委任状原本及び申請地の登記事項証明書は、現地立会後の境界確定図ご提出時に併せてご提出ください。**登記情報提供サービスから出力したものは原本提出不要です。なお、登記事項証明書は原本還付可とします。
- 【注3】 登記情報提供サービスの出力書類は、**照会番号付き(申請時、発行後2ヶ月以内)**のものを提出してください。
- 【注4】 **申請時に印鑑登録証明書又は印鑑証明書を提出は不要です。**現地立会後の境界確定図提出時に、印鑑登録証明書(個人の場合)又は印鑑証明書(法人の場合)の提出が必要です。(発行から3か月以内のもの)
- 【注5】 申請地に相続が発生している場合、相続関係説明図及び戸籍等の写しの添付が必要となります。相続関係説明図は申請時に提出してください。戸籍等の関係書類については、申請時に提出できない場合、申請後すみやかに提出してください。戸籍等の個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。なお、オンライン申請の場合は、立会後の境界確定図ご提出時に原本確認をさせていただきます。
- 【注6】 申請者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合、住民票の写し等の住所沿革資料を添付してください。なお、オンライン申請の際は、立会後の境界確定図ご提出時に原本確認をさせていただきます。
- 【注7】 添付書類に不足がある場合、境界確定できないことがあります。
- 【注8】 協議延長には一定の条件があります。詳細は「公共用地境界確定協議延長願い」をご確認ください。